

## 印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）の概要及び要点について

### 1 概要

この条例は、空き地に繁茂し、放置されている雑草等を除去することにより、市民の良好な環境衛生を保持することを目的としており、印西市空き地の雑草等の除去に関する条例（案）を制定することで、所有者等に関する情報を今までよりも範囲を広げて調査することができるため、実行性が高いものになっております。

### 2 条例の要点

#### (1) 名称

「印西市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)」とする。

#### (2) 目的 [第1条関係]

空き地に繁茂し、放置されている雑草等を除去することにより、市民の良好な環境衛生を保持することを目的とする。

#### (3) 定義 [第2条関係]

本条例の用語の意義を定めたものである。空き地、雑草等、所有者等、管理不良状態について、条例施行対象となるものを定めたもの。

#### (4) 所有者等の責務 [第3条関係]

空き地の所有者等の責務を定めたものである。

#### (5) 所有者等の調査 [第4条関係]

空き地の所有者等の調査を定めたものである。

#### (6) 指導又は助言、勧告、命令 [第5条～第7条関係]

空き地の所有者等に対し行政指導・処分を定めたものである。

#### (7) 立入調査 [第8条関係]

職員が空き地への立入調査を実施することについて定めたものである。

#### (8) 委任 [第9条関係]

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを明記したものである。